

白岡市議会全員協議会説明資料

－ 学校薬剤師の報酬の見直しについて －

令和6年10月24日

白岡市 教育部 教育指導課

●学校薬剤師の役割

文部科学省では、児童生徒等の健康を保持し、学習能率の向上を図るため、健康的で快適な学習環境を作り上げることが必要であることから「学校環境衛生管理マニュアル」を作成し、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めています。

○学校保健安全法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするために、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

（学校環境衛生基準）

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環

境衛生基準」という。)を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

○学校保健安全法施行規則(抜粋)

(学校薬剤師の職務執行の準則)

第24条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
- 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 法第八条の健康相談に従事すること。
- 五 法第九条の保健指導に従事すること。
- 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

こうしたことから、学校保健安全法第23条の規定に基づき、各小・中学校に学校薬剤師を配置(10校で8名配置(2名は2校を兼務))し、職務執行(学校保健安全法施行規則第24条参照)していただいているところです。

●白岡市における学校薬剤師の職務内容

○学校内の環境検査

検査項目	実施回数
○空気環境検査	
・二酸化炭素濃度（換気）	年2回
・温度	年2回
・相対湿度	年2回
・浮遊粉じん	年2回
・気流	年2回
・一酸化炭素	年1回
・二酸化窒素	年1回
○ダニ又はダニアレルゲンの状況調査	年1回
○照度検査	年2回
○騒音レベル検査	年2回

○担当する学校保健会への出席

○学校環境衛生に関する指導等

○年間出務平均回数 令和5年度 1校当たり8.3回
令和4年度 1校当たり7.0回
令和3年度 1校当たり7.1回

●学校薬剤師報酬金額一覧

○類似団体

No.	自治体名	小中学校数	児童生徒数	薬剤師人數	一人当たりの受持ち校数	一人当たりの受持ち児童生徒数	報酬金額（円）
1	飯能市	19	5183	11	1.73	471.18	69,000
2	東松山	16	6582	8	2.00	822.75	80,000
3	蕨市	10	4640	10	1.00	464.00	108,000
4	志木市	12	5964	6	2.00	994.00	131,000
5	和光市	12	6282	5	2.40	1256.40	131,000
6	桶川市	11	5179	5	2.20	1035.80	93,600
7	北本市	11	3876	8	1.38	484.50	93,600
8	八潮市	15	6259	8	1.88	782.38	108,000
9	蓮田市	13	4015	13	1.00	308.85	90,600
10	幸手市	12	3039	9	1.33	337.67	90,000
11	鶴ヶ島	13	4529	6	2.17	754.83	79,000
12	日高市	8	3139	6	1.33	523.17	69,000
13	吉川市	12	6056	7	1.71	865.14	68,700
白岡市以外の類似団体の平均報酬金額							93,192
	白岡市	10	3918	8	1.25	489.75	39,900

※ 八潮市は、月額 9,000 円。ほかは、年額報酬。

○埼葛北部学校保健会管内

No.	自治体名	小中学校数	児童生徒数	薬剤師人數	一人当たりの受持ち校数	一人当たりの受持ち児童生徒数	報酬金額（円）
1	久喜市	32	10042	27	1.19	371.93	100,000
2	蓮田市	13	4015	13	1.00	308.85	90,600
3	幸手市	12	3039	9	1.33	337.67	90,000
4	宮代町	7	2305	3	2.33	768.33	44,300
5	杉戸町	9	2802	3	3.00	934.00	63,000
白岡市以外の構成自治体の平均報酬金額							77,580
	白岡市	10	3918	8	1.25	489.75	39,900

○類似団体の平均及び埼葛北部学校保健会管内の構成市等の状況から

学校薬剤師の年額報酬を **90,000円** としたいと考えています。